

ニュースレター第18号 — 発送のご挨拶 —

代表弁護士の宮田卓弥です。

「ニュースレター第18号」を送付させていただきます。

向暑の候、皆様にはいよいよご清栄のこととお慶び申し上げます。

紫陽花が色鮮やかに美しく花開いているところを見かけることが多くなりました。

雨の日が多くなり、運動不足になりがちですが、夏本番に向けてくれぐれもご自愛下さい。



ピックアップLAW NEWS

『企業の有休休暇消化義務

— 企業の側にも良いことある?? —

ご存知の方もいらっしゃると思いますが、2016年4月から、従業員に年「5日」の有給休暇を取得させることが企業の義務となります。

年次有給休暇とは、一定期間継続勤務している従業員が、疲労回復・リフレッシュを目的として、給与をもらいながら取得できる休暇のことです。

現行の労働基準法では、入社して6カ月経過し、全労働日の8割以上出勤している者に対し、10日の有休休暇が付与されます。勤務年数が長くなるごとに取得できる有休の日数も増えていきます。

もっとも、これまでは、従業員から有休を取得したいという申し出がない限りあまり使われてきませんでした。日本の企業の有休休暇消化率は約48%、1人あたりの平均取得日数はわずか9日と、他の国と比較しても相当に低いようです。

政府は、2020年まで有休取得率を70%まで引き上げることを目標としています。

ちなみに有休取得率ランキングはこちら

順位	社名	業種	有給休暇取得率 (%)				3年平均付与日数 (日)
			3年平均	2013年度	2012年度	2011年度	
1	ホンダ	輸送用機器	101.5	99.0	99.4	106.1	19.2
2	ダイハツ工業	輸送用機器	96.8	94.4	96.4	99.5	19.6
3	アイシン精機	輸送用機器	96.0	96.3	100.5	91.1	19.2
4	ケーヒン	輸送用機器	95.8	89.5	98.3	99.6	19.0
5	トヨタ自動車	輸送用機器	95.2	92.4	92.9	100.2	19.8
6	関西電力	電気・ガス業	95.0	95.0	94.5	95.5	19.8
7	ダイキン工業	機械	93.6	94.4	92.9	93.4	21.3
8	日本電信電話	情報・通信業	92.5	90.5	92.0	95.0	20.0
9	豊田自動織機	輸送用機器	92.3	92.7	88.5	95.8	19.1
10	テイ・エス テック	輸送用機器	91.0	96.0	95.2	81.9	18.3

(『CSR企業総覧』2015年度版)



弁護士法人

(旧 宮田法律事務所)

たくみ法律事務所

新規予約専用フリーダイヤル(平日9:00~18:00)

☎0120-043-211

福岡市中央区渡辺通3丁目6番15号 NOF天神南ビル10階

天神バスセンター 徒歩5分  
西鉄福岡駅(天神) 徒歩5分  
地下鉄七隈線 天神南駅 徒歩3分・渡辺通駅 2分  
都市高速天神北ICより車で5分

## ■企業にとっては悪いことしかないの??

新しい制度は、企業の側からみれば、同じように給与が発生しながらも労働力が減るという点ではデメリットと見る方が多いかもしれません。

しかし、ある調査によれば、**新入社員が働きたい会社・会社員が思う働きやすい会社の条件として「休暇の取りやすさ」は2位にランキングしている**ようで、労働者にとって休暇の取りやすさは会社選びのひとつの指標になっているようです。

そこで、新制度のスタートをきっかけに、有休が取得しやすい仕組みづくり、ひいては従業員にとって働きやすい仕組みづくりをしてみませんか???

働きやすい会社には人が集まりますし、人が長く在籍してくれるものと思われれます。  
長い目で見れば企業にとってメリットが大きいことかもしれません!!

先に挙げたランキング上位の会社では、有休取得率を上げるための様々な取り組みをしているそうです。  
例えば・・・

### ■失効した有給休暇のストック制度

有休休暇は1年ごとにカウントされますので法律上は1年で失効します。

しかし、その年に使用しなかった日数を翌年以降にストックして、私傷病療養・育児や子育て・家族介護等に利用できるようにするもの。

### ■半日や数時間単位での取得

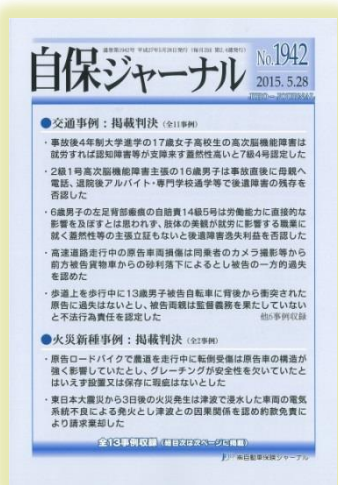
法律上は、一定の場合を除き、有休は日単位で取得させれば良く、半日や時間単位で取得させる義務はありません。

しかし、法律が規定する場合にあたらなくても、半日や数時間単位で労働者の都合に合わせて柔軟に利用できるようにするもの。

皆様の会社でもご参考にいただければと思います。

(文責：向井 智絵)

## \* 解決した事案が判例集に掲載されました \*



先日、当事務所で解決した事案が、交通事故問題に特化した裁判所判例集である**自保ジャーナル**（自動車保険ジャーナル）に掲載されました!

同雑誌に掲載されるのは、従来の先例を覆す画期的な判決を得た場合など、全国の裁判所における判決でも特に注目に値する判決となります。

解決した事例が同雑誌に掲載されたということは、実力が客観的に評価されたといえるのではないのでしょうか。

この件は、**弊所ホームページ（交通事故サイト）の事務所紹介**»**講演・取材実績**にも、掲載させていただいております!是非ご覧ください♪

